

主張

戦争できる国への道「改憲」ではなく、患者、国民とともに、社会保障拡充への道を求めよう

先月22日に、衆議院選挙が一票の格差の是正のため、合区を作ったの区割変更と比例定数削減が行われ、定数475から10減の465議席となる中で行われました。また、選挙権年齢が18歳からとなる初めての衆議院選挙でもありました。結果は、また、自民党284、公明党29と自公で改憲勢力が3分の2を獲得しました。希望の党が野党共闘に分断をもたらした影響もあったようです。そうした中でも、立憲民主党、共産党、社民党の野党3党で、全国の小選挙区83に統一候補を立て、さらに市民連合の選挙支援で、32選挙区で当選させています。

憲法は前文の冒頭で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…」と、国民の多様な意思が国政に反映される選挙制度を求めています。憲法43条は「両議員は、全国民を代表する選挙で…」とあり、国会議員は少数者をも含む全国民の意思を公平・平等に代表するものであるべきです。憲法14条（法の下での平等）、憲法15条（国民の固有の権利としての参政権）にもその精神は貫かれています。

自民党の比例得票率は33%（有権者比17.3%）で、176中66議席で議席占有率は37.5%です。小選挙区得票率は47%（有権者比24.98%）で、289中218、議席占有率は75.4%と、小選挙区制度は大政党有利にはたらき、多くの死票を生みだし、「虚構の多数」で民意をゆがめています。14年の総選挙でも「虚構の多数」の結果、民意とかけ離れた秘密保護法、安保法、共謀法を成立させてきました。

今後も、安倍晋三政権は、「民意を得た」と、憲法改正への道を模索することを表明しています。しかし今回の投票率は53.68%。有権者数で見ると、わずか4人のうち1人程度の支持を得たに過ぎません。首相の言う「国難」を理由に、自衛でなく侵略に使用する武器などの軍備強化、日本を「戦争しない国」から「戦争できる国」への道を進もうとしています。歴史が示すように、戦争は多くの人々を犠牲にし、施設や文化を破壊してきました。その教訓から日本国憲法第九条には戦争放棄が明記され、日本は戦争をすることはありませんでした。戦争犠牲者に報いるためにも、わたしたちは安倍首相の野望を退け、平和憲法を守り、戦争をしない国を続けていかななくてはなりません。

現状では、小選挙区制を中止させることは困難だと思われます。今回の選挙で示されたように、自公政権を破るためには、各地の地方選挙、首長選挙や国政選挙でも、市民と野党で政策合意できる候補者の擁立を目指し、運動していく必要があります。

選挙後、財務省からは医療・介護の診療報酬抑制方針が出されました。医療費適正化計画のもとで供給体制や給付の削減が進められ、国保の都道府県化では国保料（税）大幅値上げなど、社会保障全体の圧縮も強まっています。多くの国民、患者さんと幅広い運動ではねのけましょう。患者さんが安心して、いつでもどこでも最良の医療を受ける権利を、取り戻しましょう。